

報告のときに気をつけること



報告の方法

- WEB 上の「介護サービス情報報告システム」から報告・提出を行ってください。
 - ・群馬県のホームページからアクセスできます。
 - 【群馬県 HP トップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 施設・事業者 > 介護サービス情報の公表 > 事業者向け情報 > 1 報告システムへのアクセスについて】
- ログイン ID・パスワード
 - ・別添「介護サービス情報の公表 ID・パスワード」に記載してあります。
- 調査票は「基本情報」「運営情報」「事業所の特色」「事業所の連絡先」の4つあります。
 - ・以前に報告したことがある事業所は、以前の記録が残っているので、修正して報告してください。

報告完了までの流れ

- ① **基本情報の登録**：5つのタブ（「法人情報」「所在地等」「従業者」「サービス内容」「利用料等」）全て入力・登録します。
- ② **運営情報の登録**：7つのタブ（「利用者の権利擁護」「サービスの質の確保への取組」など）全て入力・登録します。
- ③ **事業所の特色の登録**：公開したい情報や取組等を入力・登録します。任意登録です。
- ④ **事業所の連絡先の登録**：「情報の公表担当者（任意）」と「緊急時の担当者（必須）」を記入します。
- ⑤ **提出**：「提出する」を押して提出し、報告完了です。

調査票の記入

- 基本情報**（記入年月日前1年間の情報を入力してください。）

「法人情報」

- ・ホームページがある場合、アドレスは「http:// 」から入力してください。
- ・法人番号は国税庁の「法人番号公表サイト」で調べることができます。

「所在地等」

- ・事業所の所在地入力後、必ず「地図上の表示位置の確認・修正」から表示位置を確認してください。

「従業者」

- ・経験年数は、他の事業所での従事年数も含めますが、他のサービスに従事した年数は含めません。
（例えば、通所介護サービスの介護職員の経験年数を入力する場合、
過去に訪問介護サービス事業所で訪問介護員として従事していたとしても、その年数は含まれません。）
- ・介護員の資格のうち、初任者研修修了者とみなされている基礎研修、訪問介護員1級、2級など資格を持っている従業者は、介護職員初任者研修の人数に含めてください。

「サービス内容」

- ・利用者の人数には、総合事業における予防サービスの利用者数は含めません。

- 運営情報**（基本情報の記入年月日前1年間の情報を入力してください。）

※「あり」や「なし」の状況は、実地指導や監査で確認されませんが、整合性は図るようにしてください。

マニュアル 市販の書籍、外部研修資料等も「あり」とします。

- 研修** 事業所の内部研修だけではなく、外部研修への参加も「あり」とします。
（会議・研修会等の実施記録には、題目・開催日・出席者・場所・実施内容の概要が必要です。）
- 掲示** 壁面に貼られているのみでなく、ファイリング等の形状であっても、利用者等及びその家族が自由に見ることができる状態であれば、「あり」とします。

●事業所の特色

調査票の入力は任意ですが、利用者が事業所を検索する際の大きな判断材料になりますので、積極的にご活用ください。なお、入力にあたっては、その内容が虚偽又は誇大なものにならないようご注意ください。

●事業所の連絡先

「情報公表の担当者」 任意入力です。

「緊急時の担当者」 必須入力です。

災害等発生時に、迅速且つ的確に被災状況について情報収集を行うためのものです。

外部に公表されないものです。業務用メールアドレス等がない場合は個人用のものをお願いします。

※公表後について

- ・報告された情報の公表は、原則として別添「介護サービス情報の公表 ID・パスワード」に記載した公表予定月に公表します。あらためて通知等はしません。
- ・公表された情報については、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、重要事項を記した文書に添付するなど利用者への周知をお願いします。
- ・「基本情報」については公表後も訂正が可能です。訂正した場合には公表処理を行うので、ご連絡ください。

困ったときの対処方法

●システムの操作方法で困ったとき

- ・報告システムログイン後 画面右上の

ヘルプ> 操作マニュアル(報告システム)の「事業所向け操作マニュアル」をご確認ください。

●調査票の回答、記載方法で困ったとき

- ・以下の群馬県ホームページをご確認ください。

【群馬県 HP トップ> 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 施設・事業者 > 介護サービス情報の公表

- ・基本情報について

> 事業者向け情報 > 2 報告における留意点等について > 基本情報を記入する上での留意事項】

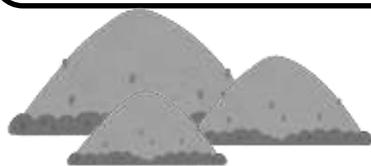
- ・運営情報について

> 事業者向け情報 > 2 報告における留意点等について > 運営情報を記入する上での留意事項】

●その他情報の公表において不明な点がある

- ・以下の群馬県ホームページをご確認ください。

【群馬県 HP トップ> 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 施設・事業者 > 介護サービス情報の公表 > 事業者向け情報】



以上を確認した上で問題が解決しない場合は、
群馬県介護高齢課居宅サービス係へお問合せください。

